政令第三百三十一号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十月十四日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　小渕　優子

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十二号

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、及び中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

附　則

この政令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　小渕　優子

府　令

○内閣府令第六十六号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

第八条の見出し中「、防災情報通信システム官」の下に「、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官」を加え、同条第一項中「、防災情報通信システム官」の下に「、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官」を加え、同条第六項中「一人と」の下に「、地域原子力防災推進官の定数は、一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力災害に対する対策に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。

6　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力災害に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。

附　則

この府令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第三号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
経済産業大臣　小渕　優子

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「すべて」を「全て」に改め、「をいう」の下に「。第八条の二第二号において同じ」を加える。

第八条の四中「第二十二条第一項第六号」を「第二十二条第一項第七号」に、「であって、金銭の借入れを行わないことを約しているもの」を「（特定経営管理に係る投資事業有限責任組合にあっては、金銭の借入れを行わないことを約しているものに限る。）」に改め、同条を第八条の五とする。

第八条の三中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第六号」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二中「第二十二条第一項第四号ロ」を「第二十二条第一項第五号ロ」に改め、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（貸付債権に準ずる債権）

第八条の二　法第二十二条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる債権とする。

一　求償権（法第二条第五号に掲げる者が有するものに限る。）

二　リース契約により資産を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権

三　前二号に掲げる債権のほか、金銭債権であって、過大な債務を負った事業者の事業の再生のために信託の引受けをする必要があると機構が認める債権

第十四条第二項第二号中「有価証券関連デリバティブ取引」の下に「（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）をいう。第十四条の三第二項第二号において同じ。）」を、「金融等デリバティブ取引」の下に「（銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。第十四条の三第二項第二号において同じ。）」を、「為替予約取引」の下に「（当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）に該当するものを除く。）をいう。第十四条の三第二項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項から第六項までを削る。

第十四条の五中「第三十二条の四第二項」を「第三十二条の十一第二項」に改め、同条を第十四条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定組合出資の申込みに係る添付書面）

第十四条の九　法第三十二条の十二第二項に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一　特定組合出資の申込みに至った経緯を記載した書面

二　特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員による事業の再生又は地域経済活性化事業活動に資する資金供給の方針を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

第十四条の四の見出しを「（特定専門家派遣の申込みができる者）」に改め、同条中「第三十二条の四第一項に規定する」を「第三十二条の十一第一項に規定する事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として」に、「第八条の四」を「第八条の五」に改め、「投資事業有限責任組合」の下に「（次条第三号において単に「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、同条を第十四条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定専門家派遣対象機関）

第十四条の七　法第三十二条の十一第一項に規定する金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者であって主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　金融機関等の支援の対象となる事業者（特定専門家派遣対象機関である金融機関等の支援の対象となる事業者又は特定信託引受対象事業者に限る。）